

現 行	改 正 後
<div data-bbox="190 272 521 312" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-4 監督関係</div> <p data-bbox="190 355 1108 427">法第5章（立入検査関係を除く。）の規定に基づく、貸金業者の監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="190 472 667 504">3-4-1 ～ 3-4-8 （略）</p> <p data-bbox="203 549 286 580">（新設）</p>	<div data-bbox="1135 272 1467 312" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-4 監督関係</div> <p data-bbox="1135 355 2054 427">法第5章（立入検査関係を除く。）の規定に基づく、貸金業者の監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="1135 472 1612 504">3-4-1 ～ 3-4-8 （略）</p> <p data-bbox="1135 549 1749 580">3-4-9 登録不更新等及び廃業等の取扱い</p> <p data-bbox="1149 587 2054 778"><u>（1）貸金業者が登録の有効期間満了の日の2月前までに当該登録の更新の申請をしなかった場合は、法第42条第1項の規定に基づき、別紙様式9による残貸付債権の状況等に係る報告を求めるものとする。また、法第37条第1項により登録を取り消す場合についても、当該報告を求めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1149 785 2054 1050"><u>（2）上記（1）の報告書又は法第10条に規定する廃業等届出書（以下、「廃業等届出書等」という。）の提出があったときは、法第42条第1項の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次の内容の書面を交付するものとする。</u></p> <p data-bbox="1189 1056 2054 1168">① <u>法第44条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること</u></p> <p data-bbox="1189 1174 2054 1246">② <u>顧客名簿等の顧客の個人情報について、違法業者等に売却又は譲渡することは、厳に控えること</u></p> <p data-bbox="1189 1252 2054 1406">③ <u>貸金業者が貸付債権の譲渡を行う場合は、貸金業規制法第24条第3項（暴力団員等への譲渡、委託の禁止）が適用されるほか、当該譲受人には同法第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条第1項（再譲渡先に対する適用法令通知義務）、</u></p>

	<p>第 42 条が適用される旨を当該譲受人に対して通知する義務（第 24 条第 1 項）が生じること。また、あわせて、これらに違反した場合は刑事罰の適用がある旨を通知すること</p> <p>(3) 廃業等届出書等により債権譲渡に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局または都道府県に提供するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">3-5 登録等に関する意見聴取</p> <p>法第 44 条の 3 に規定に基づく、登録等に関する意見聴取については、以下のとおり取り扱うものとする。また、同条の規定に基づく、登録等に関する意見聴取のうち都道府県に係るものについては、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、同趣旨の助言、勧告を行っているのを、参考とされたい。</p> <p>3-5-1 登録に関する意見聴取</p> <p>法第 5 条第 1 項の規定による登録（更新を含む。）について、法第 44 条の 3 第 1 項の警察庁長官（都道府県にあっては、当該都道府県を所管する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。））の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 別紙様式 9 により作成した文書 郵送等による送付 (以下略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）からは、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、該当する事由の有無について、別紙様式 10 又は 11 により、文書で意見が陳述される。当該意見に関する問合せがある場合については、財務</p>	<p style="text-align: center;">3-5 登録等に関する意見聴取</p> <p>法第 44 条の 3 に規定に基づく、登録等に関する意見聴取については、以下のとおり取り扱うものとする。また、同条の規定に基づく、登録等に関する意見聴取のうち都道府県に係るものについては、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、同趣旨の助言、勧告を行っているのを、参考とされたい。</p> <p>3-5-1 登録に関する意見聴取</p> <p>法第 5 条第 1 項の規定による登録（更新を含む。）について、法第 44 条の 3 第 1 項の警察庁長官（都道府県にあっては、当該都道府県を所管する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。））の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 別紙様式 10 により作成した文書 郵送等による送付 (以下略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）からは、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、該当する事由の有無について、別紙様式 11 又は 12 により、文書で意見が陳述される。当該意見に関する問合せがある場合については、財務</p>

局（都道府県にあっては、都道府県貸金業担当部局）から警察庁（都道府県にあっては、警察本部）暴力団対策主管課に対してその旨問い合わせるものとする。

- (5) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局（都道府県にあっては、当該都道府県）は、監督局金融会社室経由で（都道府県にあっては、直接）、おおむね3か月ごとに別紙様式 12 により登録又は登録拒否の結果を警察庁（都道府県にあっては、警察本部）暴力団対策主管課に通知するものとする。

3-5-2 (略)

3-5-3 業務停止又は登録取消しに関する意見聴取

法第36条の命令又は法第37条第1項の登録の取消しについて、法第44条の3第2項の警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) (略)
(2) (略)

① 別紙様式 13 により作成した文書 郵送等による送付
(以下略)

- (3) (略)

(4) 警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）からは、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、該当する事由の有無について、別紙様式 14 又は 15 により、文書で意見が陳述される。

- (5) (略)

(6) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局（都道府県にあっては、当該都道府県）は、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、おおむね3か月ごとに別紙様式 16 により法第36条の命令又は法第37条第1項の登録取消しの可否の結果を警察庁（都道府県にあっては、警察本部）暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

局（都道府県にあっては、都道府県貸金業担当部局）から警察庁（都道府県にあっては、警察本部）暴力団対策主管課に対してその旨問い合わせるものとする。

- (5) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局（都道府県にあっては、当該都道府県）は、監督局金融会社室経由で（都道府県にあっては、直接）、おおむね3か月ごとに別紙様式 13 により登録又は登録拒否の結果を警察庁（都道府県にあっては、警察本部）暴力団対策主管課に通知するものとする。

3-5-2 (略)

3-5-3 業務停止又は登録取消しに関する意見聴取

法第36条の命令又は法第37条第1項の登録の取消しについて、法第44条の3第2項の警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) (略)
(2) (略)

① 別紙様式 14 により作成した文書 郵送等による送付
(以下略)

- (3) (略)

(4) 警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）からは、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、該当する事由の有無について、別紙様式 15 又は 16 により、文書で意見が陳述される。

- (5) (略)

(6) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局（都道府県にあっては、当該都道府県）は、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、おおむね3か月ごとに別紙様式 17 により法第36条の命令又は法第37条第1項の登録取消しの可否の結果を警察庁（都道府県にあっては、警察本部）暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

3-5-4 警察庁長官等からの意見

法第44条の4の警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）からの意見は、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、別紙様式17により行われる。

3-7 苦情処理関係

貸金業に係る一般からの苦情については、以下のとおり取り扱うものとする。

3-7-1 (略)

3-7-2 苦情対応等

(1) 苦情等（違法または不適切な行為にかかる「苦情」、債務整理等にかかる「相談」、登録の有無にかかる「照会」、その他当局への「要望」を含む。以下同じ。）の申出があったときは、事情を聴取し、業者（無登録業者を含む。）の違法または不適切な行為にかかる苦情については別紙様式18による貸金業関係苦情受付対応状況票に所要の事項を記録するものとする。

(2) (略)

3-5-4 警察庁長官等からの意見

法第44条の4の警察庁長官（都道府県にあっては、警察本部長）からの意見は、監督局金融会社室を経由して（都道府県にあっては、直接）、別紙様式18により行われる。

3-7 苦情処理関係

貸金業に係る一般からの苦情については、以下のとおり取り扱うものとする。

3-7-1 (略)

3-7-2 苦情対応等

(1) 苦情等（違法または不適切な行為にかかる「苦情」、債務整理等にかかる「相談」、登録の有無にかかる「照会」、その他当局への「要望」を含む。以下同じ。）の申出があったときは、事情を聴取し、業者（無登録業者を含む。）の違法または不適切な行為にかかる苦情については別紙様式19による貸金業関係苦情受付対応状況票に所要の事項を記録するものとする。

(2) (略)

(3) 他の財務局の登録業者に関する苦情等の申出を受けた財務局は、申出人名や具体的な申出内容の聴取に努めるとともに、申出内容に応じ、当該貸金業者の登録をした財務局に対し、把握した苦情内容等必要事項を連絡するなど、相互に連携を図るものとする。

ただし、貸金業者から譲り受けた債権の取立てに係る苦情等の申出を受けた場合の連絡先は、以下のとおりとする。

イ 当該譲受人が登録貸金業者の場合 当該貸金業者の登録をした財務局又は都道府県

ロ 当該譲受人が上記イ以外の場合 当該譲受人に対する監督権

<p>(3) 無登録営業に係る苦情等を含め、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得た上で、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。</p> <p>(4) (3) のほか、財務局での解決が困難である苦情等案件については、その内容に応じて、協会、弁護士会又は警察等に連絡し協力を求めるものとする。</p> <p>(5) 苦情等の対応結果については、別紙様式 19 により毎月の貸金業関係苦情等対応総括表を作成するとともに、当該総括表を財務局分及び都道府県分に取りまとめのうえ、毎四半期の翌月末日までに、監督局金融会社室あて報告するものとする。</p>	<p><u>限を有する都道府県</u></p> <p><u>なお、当該申出に係る債権の譲受人が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社であるときは、別途、監督局金融会社室を経由して、法務省に情報提供するものとする。</u></p> <p>(4) 無登録営業に係る苦情等を含め、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得た上で、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。</p> <p>(5) (4) のほか、財務局での解決が困難である苦情等案件については、その内容に応じて、協会、弁護士会又は警察等に連絡し協力を求めるものとする。</p> <p>(6) 苦情等の対応結果については、別紙様式 20 により毎月の貸金業関係苦情等対応総括表を作成するとともに、当該総括表を財務局分及び都道府県分に取りまとめのうえ、毎四半期の翌月末日までに、監督局金融会社室あて報告するものとする。</p> <p>(7) 上記 (4) における捜査当局との連携にあたり、特に、無登録業者による違法な貸付けや取立ての被害を内容とする苦情の申出を受けた場合には、早急に以下の措置をとることとする。</p> <p><u>イ 当該業者に電話等で、具体的な業務内容を確認する又は別紙様式 21 により文書で照会を行う等の方法により、実態把握に努める。</u></p> <p><u>ロ 上記イにより電話等で調査した結果、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると判断される場合には、直接、電話等又は別紙様式 22 の文書により警告を行う。</u></p> <p><u>なお、上記イの別紙様式 21 の文書による照会に対する回答がなく、かつ、引き続き同種の苦情等を受けるなど、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると認められる場合も同様の取扱いとする。</u></p> <p><u>ハ 財務局長は、上記イ及びロの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模、被害の状況、</u></p>
---	---

当局が調査に至った端緒、当局が無登録で貸金業を営んでいる事実を確認した方法等について速やかに監督局金融会社室あて報告する。

3-8 貸金業関係連絡会

3-8-1 貸金業関係連絡会

- (1) (略)
- (2) 貸金業関係連絡会、幹事会の開催状況について、別紙様式 20 により毎年度末の翌月末日までに、監督局金融会社室宛報告するものとする。都道府県が同趣旨の会議を設けている場合には、当該会議の開催状況についても報告するものとする。

3-8 貸金業関係連絡会

3-8-1 貸金業関係連絡会

- (1) (略)
- (2) 貸金業関係連絡会、幹事会の開催状況について、別紙様式 23 により毎年度末の翌月末日までに、監督局金融会社室宛報告するものとする。都道府県が同趣旨の会議を設けている場合には、当該会議の開催状況についても報告するものとする。

現 行

改 正 後

(新設)

別紙様式9

(日本工業規格A4)

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 住 所 (郵便番号)
電話番号() -

商 号
又は名称

氏 名 (印)
(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人
氏 名 (印)

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(平成 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収(予定)	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	その他()	千円	人

(記載上の注意)

「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

(新設)

2. 債権譲渡の状況(登録有効期間満了前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

譲渡先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、()内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

委託先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、()内に取立委託予定金額を記入すること。

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。なお、貴庁の回答は、年 月 日までに行われるようお願いします。

記

法第4条第1項第1号に掲げる登録申請者の商号、名称又は氏名	当該登録申請者が法第5条第1項の登録を受けている場合には、その登録番号
	財務(支)局長 () 第 号 知事

(注) 当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

(記載上の注意)

- 法第8条第2項の登録をしようとする場合の意見聴取においては、別紙様式9中、「法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)」とあるのは、「法第6条第1項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由(同項第6号に係るものに限る。)」と修正する。別紙様式10についても同様とする。
- 別紙様式9については、1登録申請者につき1葉作成するものとする。
- 上記登録申請者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
- 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。なお、貴庁の回答は、年 月 日までに行われるようお願いします。

記

法第4条第1項第1号に掲げる登録申請者の商号、名称又は氏名	当該登録申請者が法第5条第1項の登録を受けている場合には、その登録番号
	財務(支)局長 () 第 号 知事

(注) 当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

(記載上の注意)

- 法第8条第2項の登録をしようとする場合の意見聴取においては、別紙様式10中、「法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)」とあるのは、「法第6条第1項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由(同項第6号に係るものに限る。)」と修正する。別紙様式11についても同様とする。
- 別紙様式10については、1登録申請者につき1葉作成するものとする。
- 上記登録申請者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
- 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

(欠格事由に該当しない場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。)があるとは認められない。

(注) 別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であって、照会対象者の氏名等が記録されたものは含まない。

(欠格事由に該当しない場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。)があるとは認められない。

(注) 別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であって、照会対象者の氏名等が記録されたものは含まない。

(欠格事由に該当する場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付第号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第6条第1項第 号に該当する事由があると認められる。

(欠格事由に該当する場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付第号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第6条第1項第 号に該当する事由があると認められる。

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による登録拒否について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第6条の規定により、その登録の拒否をした者について、下記のとおり回答します。

記

- 〇〇〇株式会社 (平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
- 〇〇〇株式会社 (平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
- 〇〇〇株式会社 (平成 年 月 日付第 号により意見聴取)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による登録拒否について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第6条の規定により、その登録の拒否をした者について、下記のとおり回答します。

記

- 〇〇〇株式会社 (平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
- 〇〇〇株式会社 (平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
- 〇〇〇株式会社 (平成 年 月 日付第 号により意見聴取)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第13条の3、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり意見を聴取します。

記

意見聴取の対象となる貸金業者の商号、名称又は氏名	当該貸金業者の登録番号
	財務(支)局長 ()第 号 知事

(注) 当該貸金業者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

(記載上の注意)

- 別紙様式13については、1貸金業者につき1葉作成するものとする。
- 上記貸金業者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
- 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第13条の3、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり意見を聴取します。

記

意見聴取の対象となる貸金業者の商号、名称又は氏名	当該貸金業者の登録番号
	財務(支)局長 ()第 号 知事

(注) 当該貸金業者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

(記載上の注意)

- 別紙様式14については、1貸金業者につき1葉作成するものとする。
- 上記貸金業者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
- 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

(取消等事由に該当しない場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき、別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第13条の3、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実があるとは認められない。

(注) 別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等を記録したものは含まない。

(取消等事由に該当しない場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき、別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第13条の3、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実があるとは認められない。

(注) 別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等を記録したものは含まない。

(取消等事由に該当する場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき、平成 年 月 日付第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。

(取消等事由に該当する場合)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき、平成 年 月 日付第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による命令又は登録取消しについて

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第36条又は第37条第1項の規定により、命令又は登録の取消しをした者について、下記のとおり回答します。

記

法第36条の規定により、命令をした者

〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)

法第37条第1項の規定により、登録の取消しをした者

〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務局長 印

貸金業の規制等に関する法律による命令又は登録取消しについて

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の3第2項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第36条又は第37条第1項の規定により、命令又は登録の取消しをした者について、下記のとおり回答します。

記

法第36条の規定により、命令をした者

〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)

法第37条第1項の規定により、登録の取消しをした者

〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(平成 年 月 日付第 号により意見聴取)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の4の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※(個人の場合)

氏名 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○月○○日
住所 ○○○○・……

※(法人の場合)

商号 ○○○○会社
所在地 ○○○○・……

2 法第6条第1項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第6条第1項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

文 書 番 号
平 成 年 月 日

財務局長 殿

警察庁長官 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第44条の4の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※(個人の場合)

氏名 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○月○○日
住所 ○○○○・……

※(法人の場合)

商号 ○○○○会社
所在地 ○○○○・……

2 法第6条第1項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第6条第1項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

貸金業関係苦情受付対応状況票

受付	平成 年 月 日	来庁・電話・文書・メール	完結	平成 年 月 日		
申出人	氏名	債務者	氏名	年齢 才		
	住所		住所	TEL		
同行者	氏名	債務者との関係	氏名	債務者との関係		
	住所		住所	TEL		
債務状況	債務額	社(者)	万円	債務者の状況		
	うち貸金業者	社(者)	万円			
苦情の相手方	業者名	債務者の状況	職業	勤務先		
	住所		TEL	収入	月額	うち返済可能額
	登録番号 (○印を付す)	1 財務(支)局長 () 号 知事	利用のきっかけ	返済状況	その他	
	業態 (○印を付す)	2 無登録の疑いのある者	業者への氏名・内容等の開示	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可()	申出人への確認	
	担当者	3 不明その他	警察・都道府県等への情報提供	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
		消費者向 事業者向 日賦 電話担保	警察・都道府県等への氏名・内容等の開示	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可()		
		債務額	万円	警察・都道府県等から申出人への接触	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
苦情の内容	1 取立て行為	(具体的内容)				
	2 契約内容					
対応結果	3 金利	(具体的内容)				
	4 年金担保					
案内した照会先	5 帳簿の開示	(処理経過)				
	6 過剰貸付け					
	7 行政当局詐称、登録業者詐称	(具体的内容)				
	8 保証契約					
	9 広告・勧誘(詐称以外)	(具体的内容)				
	10 その他					
	1 内容特定困難等により確認不可能	(具体的内容)				
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)					
	3 行政指導等	(処理経過)				
	4 法に基づき報告徴収命令を发出等					
	5 警察への情報提供	(具体的内容)				
	6 照会先の案内					
	7 その他	(処理経過)				
	1 貸金業協会					
	2 弁護士会、司法書士会等	(具体的内容)				
	3 裁判所					
	4 警察	(処理経過)				
	5 都道府県等					
	6 その他	(具体的内容)				

貸金業関係苦情受付対応状況票

受付	平成 年 月 日	来庁・電話・文書・メール	完結	平成 年 月 日		
申出人	氏名	債務者	氏名	年齢 才		
	住所		住所	TEL		
同行者	氏名	債務者との関係	氏名	債務者との関係		
	住所		住所	TEL		
債務状況	債務額	社(者)	万円	債務者の状況		
	うち貸金業者	社(者)	万円			
苦情の相手方	業者名	債務者の状況	職業	勤務先		
	住所		TEL	収入	月額	うち返済可能額
	登録番号 (○印を付す)	1 財務(支)局長 () 号 知事	利用のきっかけ	返済状況	その他	
	業態 (○印を付す)	2 無登録の疑いのある者	業者への氏名・内容等の開示	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可()	申出人への確認	
	担当者	3 不明その他	警察・都道府県等への情報提供	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
		消費者向 事業者向 日賦 電話担保	警察・都道府県等への氏名・内容等の開示	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可()		
		債務額	万円	警察・都道府県等から申出人への接触	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
苦情の内容	1 取立て行為	(具体的内容)				
	2 契約内容					
対応結果	3 金利	(具体的内容)				
	4 年金担保					
案内した照会先	5 帳簿の開示	(処理経過)				
	6 過剰貸付け					
	7 行政当局詐称、登録業者詐称	(具体的内容)				
	8 保証契約					
	9 広告・勧誘(詐称以外)	(具体的内容)				
	10 その他					
	1 内容特定困難等により確認不可能	(具体的内容)				
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)					
	3 行政指導等	(処理経過)				
	4 法に基づき報告徴収命令を发出等					
	5 警察への情報提供	(具体的内容)				
	6 照会先の案内					
	7 その他	(処理経過)				
	1 貸金業協会					
	2 弁護士会、司法書士会等	(具体的内容)				
	3 裁判所					
	4 警察	(処理経過)				
	5 都道府県等					
	6 その他	(具体的内容)				

貸金業関係苦情等対応総括表(年 月分)

財務(支)局

(単位:件)

1 苦情対応等関係

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	都道府県知事登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	無登録の疑いのある者に係るもの	不明その他	計	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
苦情の内容	1 取立て行為											
	2 契約内容											
	3 金利											
	4 年金担保											
	5 帳簿の開示											
	6 過剰貸付け											
	7 行政当局詐称、登録業者詐称											
	8 保証契約											
	9 広告・勧誘(詐称以外)											
	10 その他											
	計											
対応関係	1 内容特定困難等により確認不可能											
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)											
	3 行政指導等											
	4 法に基づき報告徴収命令を発出等											
	5 警察への情報提供											
	6 照会先の案内											
	7 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 弁護士会、司法書士会等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											
相談・照会内容	1 債務整理											
	2 金利											
	3 相談先											
	4 登録確認(無登録の疑いあり)											
	5 制度改正要望											
	6 法令等解釈											
	7 その他											
	計											
照会対応結果	1 相談・照会内容への回答											
	2 ノーアクションレター制度等を案内											
	3 照会先の案内											
	4 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 カウンセリング機関等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											

2 処分等関係

(単位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
の苦処分発端	1 法に基づき文書による報告を命令			
	2 立入検査の実施			
	3 行政処分の実施			

貸金業関係苦情等対応総括表(年 月分)

財務(支)局

(単位:件)

1 苦情対応等関係

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	都道府県知事登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	無登録の疑いのある者に係るもの	不明その他	計	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
苦情の内容	1 取立て行為											
	2 契約内容											
	3 金利											
	4 年金担保											
	5 帳簿の開示											
	6 過剰貸付け											
	7 行政当局詐称、登録業者詐称											
	8 保証契約											
	9 広告・勧誘(詐称以外)											
	10 その他											
	計											
対応関係	1 内容特定困難等により確認不可能											
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)											
	3 行政指導等											
	4 法に基づき報告徴収命令を発出等											
	5 警察への情報提供											
	6 照会先の案内											
	7 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 弁護士会、司法書士会等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											
相談・照会内容	1 債務整理											
	2 金利											
	3 相談先											
	4 登録確認(無登録の疑いあり)											
	5 制度改正要望											
	6 法令等解釈											
	7 その他											
	計											
照会対応結果	1 相談・照会内容への回答											
	2 ノーアクションレター制度等を案内											
	3 照会先の案内											
	4 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 カウンセリング機関等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											

2 処分等関係

(単位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
の苦処分発端	1 法に基づき文書による報告を命令			
	2 立入検査の実施			
	3 行政処分の実施			

(記載要領)

1. 「1 苦情対応等関係」については、以下のとおりとする。

- (1) 貸金業者の違法・不適切な行為に対するものは「苦情」として、債務整理、弁済猶予等に関する「相談」、登録の有無、法令解釈等に関する「照会」、制度改正に関する「要望」等は「相談・照会」として分類する。
- (2) 受付状況、苦情・相談の内容及び処理結果それぞれについて、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上すること。
- (3) 苦情・相談の内容及び対応結果の計は、受付時点において計数を一致させること。従って、結果は当月内の対応結果を記載する。
- (4) 「対応結果」における「照会先の案内」の件数と、「案内した照会先」の計を一致させること。
- (5) 「対応結果」における「内容特定困難等により確認不可能」とは、匿名による申出や業者への開示を拒否している場合等とする。
- (6) 「法に基づき報告徴収命令を発出等」には、同月中に検査、処分を行うに至ったものを含む。
- (7) 財務局が都道府県あるいは消費者相談センター等の行政機関(警察を除く。)を紹介した場合は、「都道府県等」欄に計上すること。
- (8) 申出人の情報から金融庁等のホームページなどにより登録先を確認することによって、「財務(支)局長登録業者に係るもの」又は「都道府県知事登録業者に係るもの」に計上することとし、確認の結果、登録を確認できない場合は「無登録の疑いのある者に係るもの」に計上すること。ただし、申出人が業者名を告げないこと等により、確認自体が行えない場合は「不明その他」に計上すること。
- (9) 「法令等解釈」等、業者を特定しない申出については「不明その他」欄に計上すること。
- (10) 「カウンセリング機関等」には、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会等を含む。

2. 「2 処分等関係」については、以下のとおりとする。

苦情を端緒に報告徴収命令による報告、検査の実施、行政処分を行った場合は、当月内に行った件数を記載すること。

(記載要領)

1. 「1 苦情対応等関係」については、以下のとおりとする。

- (1) 貸金業者の違法・不適切な行為に対するものは「苦情」として、債務整理、弁済猶予等に関する「相談」、登録の有無、法令解釈等に関する「照会」、制度改正に関する「要望」等は「相談・照会」として分類する。
- (2) 受付状況、苦情・相談の内容及び処理結果それぞれについて、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上すること。
- (3) 苦情・相談の内容及び対応結果の計は、受付時点において計数を一致させること。従って、結果は当月内の対応結果を記載する。
- (4) 「対応結果」における「照会先の案内」の件数と、「案内した照会先」の計を一致させること。
- (5) 「対応結果」における「内容特定困難等により確認不可能」とは、匿名による申出や業者への開示を拒否している場合等とする。
- (6) 「法に基づき報告徴収命令を発出等」には、同月中に検査、処分を行うに至ったものを含む。
- (7) 財務局が都道府県あるいは消費者相談センター等の行政機関(警察を除く。)を紹介した場合は、「都道府県等」欄に計上すること。
- (8) 申出人の情報から金融庁等のホームページなどにより登録先を確認することによって、「財務(支)局長登録業者に係るもの」又は「都道府県知事登録業者に係るもの」に計上することとし、確認の結果、登録を確認できない場合は「無登録の疑いのある者に係るもの」に計上すること。ただし、申出人が業者名を告げないこと等により、確認自体が行えない場合は「不明その他」に計上すること。
- (9) 「法令等解釈」等、業者を特定しない申出については「不明その他」欄に計上すること。
- (10) 「カウンセリング機関等」には、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会等を含む。

2. 「2 処分等関係」については、以下のとおりとする。

苦情を端緒に報告徴収命令による報告、検査の実施、行政処分を行った場合は、当月内に行った件数を記載すること。

(新設)

別紙様式21

(日本工業規格A4)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

財務(支)局長(注1)

業務状況の照会について

貸金業を営もうとする者は、貸金業の規制等に関する法律に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、当局に_____等(注2)貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。

つきましては、貴社の具体的な業務内容等を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がない場合ほか、貴社の行為が同法に違反している疑いがあると認める場合には、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

注1 様式21及び同22において、財務(支)局長の公印省略可。

注2 各財務(支)局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。

例: 今般、当局が把握・調査しましたところ、当局に貴社から金銭の貸付けを受け、返済を求められている等貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。(以下略)

(新設)

別紙様式22

(日本工業規格A4)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

財務(支)局長(注1)

業務状況の照会について

貸金業を営もうとする者は、貸金業の規制等に関する法律に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。
今般、当局が把握・調査しましたところ、貴社の行為は貸金業に該当している疑いがあると認められますので(注2)、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。
なお、当局の警告に応じない場合は、捜査当局への告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

注1 様式21及び同22において、財務(支)局長の公印省略可。
注2 各財務(支)局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。

貸金業関係連絡会、幹事会等開催状況

(平成 年3月末現在)

都道府県	当年度開催状況		
	連絡会	幹事会	都道府県等 主催会議
計			

(記載上の注意)

都道府県等主催会議欄には、都道府県等により設けられた貸金業関係会議について記載する。

貸金業関係連絡会、幹事会等開催状況

(平成 年3月末現在)

都道府県	当年度開催状況		
	連絡会	幹事会	都道府県等 主催会議
計			

(記載上の注意)

都道府県等主催会議欄には、都道府県等により設けられた貸金業関係会議について記載する。